

# 令和7年度緊急給水装置設置訓練を実施しました

令和7年6月19日

## 1 訓練概要

令和7年6月17日(火)、高区調整池において47名が参加して「緊急給水装置設置訓練」を実施しました。

本訓練は、県または受水市町において、地震等で断水事故が発生したことを想定し、受水市町の緊急給水の要請に対して、迅速かつ適切に緊急給水装置の設置が出来るように毎年実施しています。

単位：名

機関名	県職員	関係市町	運営権者	計
参加者数	12	24	11	47

## 2 緊急給水装置の概要

地震等による災害発生時には、県の導送水管、受水市町の配水管が被災することにより、断水事故が発生する可能性があります。

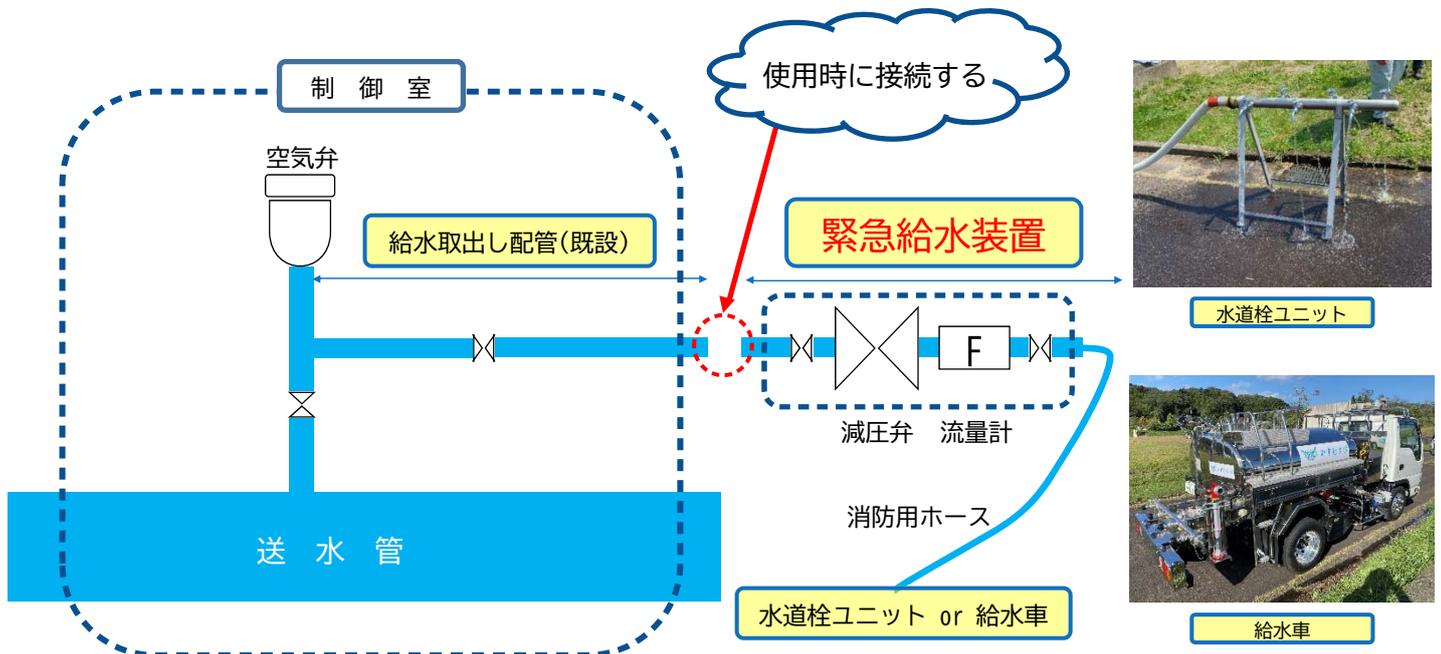
そのため、給水車等へ早期に給水を行うことを目的として、送水施設の緊急遮断弁室等に緊急給水装置を設置しています。

送水施設には、調整池、緊急遮断弁室、空気弁室、排泥弁室、受水池等がありますが、給水車の移動や駐車・作業スペース等を考慮しながら、約20kmごとに緊急給水装置を設置しており、高区系幹線（仙塩方面）には5箇所、低区系幹線（仙南方面）には4箇所、合計9箇所に緊急給水装置を設置しています。

## 3 緊急給水装置のシステム

送水管に設置された給水取り出し配管（既設）に緊急給水装置を装着することで、給水車や水道栓に対して、水道用水を素早く給水することが出来ます。

設置箇所における送水圧は高水圧（1.5～1.8[MPa]）であることから、減圧弁により0.2～0.3[MPa]に減圧することで、給水車等へ安全に給水することが可能となっており、経済性・作業性・安全性を考慮したシステムとなっています。



## 4 訓練実施状況



## 5 感想・反省

- 新規に異動された所内職員及び受水市町職員に対して、緊急給水装置を認知していただくことが出来ました。
- 緊急給水の開始判断基準や県民への情報伝達の方法について、今後検討してまいります。
- 今後も、緊急の要請に迅速かつ適切に対応できるよう、危機管理対応能力の向上に努めてまいります。